

子育て

講演会のお知らせ

「乳幼児の事故防止について」

【日時】 7月27日(木)

午後2:00～3:30

午後1:30受付

【講師】 県立中部病院小児科

小濱守安先生

【場所】 いちゆい具志川じん

ぶん館 大研修室

◇託児所もご用意しています

ので、お子さま連れの方も

お気軽にご参加ください。

なお、託児所ご利用の方は

事前にご連絡ください。

【問合せ】 市民健康課

(与那城庁舎)

☎978-2051

お知らせ

イベント情報や各種講習会、教室のお知らせや、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問合せ先へご確認ください。

市役所
総合案内

TEL974-3111
FAX973-9819

6月は児童手当の「現況届」をお忘れなく!!

「現況届」は、手当を受けている方の前年の収入と6月1日現在のお子さんの養育状況を確認するための大切な届けです。「現況届」を出さなければ、次回振込予定の10月から支払い停止になります。

また、2年間にわたって届を出さなかった場合は時効になり、手当を受ける権利もなくなってしまうので、混雑をさけるため指定された日に提出してください。

【受付日】

6月13日(火)

与那城庁舎(与那城区域の住民を対象とする)

6月14日(水)

勝連庁舎(勝連区域の住民を対象とする)

6月15日(木)～6月16日(金)

石川庁舎(石川区域の住民を対象とする)

6月19日(月)～6月30日(金)

具志川庁舎(具志川区域および、指定日に来られなかった住民)

※対象者へは、現況届案内の通知をします。

※前年度、所得制限により

手当を受けられなかった

方も受給できる場合がありますので、申請の手続きをしてください。

毎年2月、6月、10月に、児童手当が支給されます。

振込通知書の発送はしませんので、預金通帳に記帳のうえ確認してください。

【問合せ】 市児童家庭課

☎973-4983

児童扶養手当について

父母の離婚等により、父と生活を共にできない児童の母や、母にかわって児童を養育している人に対し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。なお、平成18年4月1日から次のとおり手当額の改定がありました。

児童1人 全部支給(月額)

41,880円 → 41,720円

一部支給(月額)

41,870円 → 41,710円

～9,880円 → ～9,850円

特別児童扶養手当とは

身体や精神に障害がある20歳未満の児童について、手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。なお、平成18年4月1日から次のとおり手当額の改定がありました。

2級 児童1人(月額)

33,900円 → 33,800円

1級 児童1人(月額)

50,900円 → 50,750円

※なお、詳しいことは下記まで、お問い合わせください。

【問合せ】 市児童家庭課 ☎973-4983

広報うるまへの企業広告掲載について

現在、うるま市が進めている行財政改革の一環として、広報うるま6月号から、お知らせのページ下段に、企業広告を掲載することとなりました。

広告掲載に関するお問合せは、株式会社 宣伝へ。

☎098-871-2111